

3/18/2024

国、東電に原発事故責任

- 国と東京電力は巨大津波を見でき、原発事故を防げた
- 国と東電は原告62人に3855万円を支払え
- 国は東電に対する規制権限を行使せず違法
- 東電は安全性よりも経済的合理性を優先させるなど、非難に値する事実がある

原生園弁護団は「原発の津波対策を巡る訴訟で国と東電の過失が認められたのは初めて。国は賠償責任を認めただ」と評価した。全国で約30件ある集団訴訟の最初の判決で、影響を当たそつた。

原道子裁判長は、政府が2002年、「福島沖を含む日本海溝沿いでマグニチュード8級の津波地震が30年以内に20%

前橋地裁

避難62人へ賠償命令

東京電力福島第1原発事故で福島県から群馬県などに避難した住民1137人が国と東電に計約15億円の損害賠償=☆NEWSの言葉=を求めた訴訟の判決で、前橋地裁は17日、「東電は巨大津波を予見しており、事故は防げた」と判断、東電と安全規制を怠った国の賠償責任を認め、うち62人について計3855万円の支払いを命じた。

【4面に表題深層、5面に論説、15面に判決要旨、31面に関連記事】

原生園弁護団は「原発の津波対策を巡る訴訟で国と東電の過失が認められたのは初めて。国は賠償責任を認めただ」と評価した。全国で約30件ある集団訴訟の最初の判決で、影響を当たそつた。

原道子裁判長は、政府が2002年、「福島沖を含む日本海溝沿いでマグニチュード8級の津波地震が30年以内に20%

長期評価を発表した数ヶ月後には国と東電は巨大津波の予見は可能で、東電は長期評価に基づき対策を取らせるべきだったのに怠ったとして「著しく合理性を欠き、違法だ」とした。

値する事実がある」と述べた。

国については、07年8月に

東電の自発的な津波対策が難

しい状況を認識しており、規

制権限に基づき対策を取らせ

るべきだったのに怠ったとし

て「著しく合理性を欠き、違

法だ」とした。

原告は避難指示区域内に住ん

でいた76人と区域外からの自

主避難者ら61人。賠償が認め

られたのは区域内が19人で1

人当たり15万～350万円、

区域外が43人で7万～73万円。判決は、損害が国との指針を超える場合は裁判などで賠償を求められるとした上で、放射性物質の不安にさらされない利益を含む「平穡生活権」をどの程度侵しているか原告

を一人ずつ検討し、慰謝料を算定した。この慰謝料を算定する上で東電の事実上の過失を認定。国については国家賠償法上の過失を認めた。

原告は「生活基盤を失い、償れない土地で精神的苦痛を受けた」と反論していた。

「津波予見、防げた」

3/18 福井

原発避難者 拍手と不満

事故 国、東電に責任



福島第1原発事故避難者の集団訴訟で国と東京電力の過失が認められ、前橋地裁前で垂れ幕を掲げる原告側弁護士ら=17日午後

福島第1原発事故避難者の集団訴訟で国と東京電力の過失が認められ、前橋地裁前で垂れ幕を掲げる原告側弁護士ら=17日午後

福島県郡山市から群馬県に親子3人で自主避難している松田健宏さん(37)は夫婦の賠償は認められたが、長男(8)は棄却。「障害がある長男の健康が心配で避難した。認められなかつたのは納得がいかない」と肩を落とした。

福島県いわき市から群馬県に夫と自主避難した50代女性は2014年に亡くなった夫の遺影を胸に判決に臨んだ。賠償は認められたものの、金額には不満だ。「訴えてきたこ

「大変、大きな判断だ」。東京電力と国に福島第1原発事故の賠償責任を認めた17日の前橋地裁の判決後、前橋市内であった懇親会で弁護団は胸を張り、約400人の原告や支援者らが大きな拍手を送った。ただ、賠償請求が棄却された原告らからは「故郷を離れた苦しみを思うと悔しさの方が大きい」との声も上がり、喜びと悔しさが交錯した。

【1面に本記】

賠償認められぬ原告も

報告集会に参加した女性会社員(49)は法廷で夫(58)、長男(18)とともに判決に聞き入った。「国の責任を認めただことは大変うれしい」と喜んだ。

しかし、賠償請求はほかの2人の子どもも含め5人とも認められなかつた。6年前、福島県南相馬市小高区から強制避難させられ、子ども3人と前橋市に移つた。原発から20キロ内に職場があつたため解雇。福島に残つた夫も精神的に不安定になり、その後、前橋に移つた。「裁判長は前向きな話をしてくれた」と受け止めながらも「福島で暮らしていた時と比べると収入は減つた。将来が不安」と漏らした。

福島に残つた夫も精神的に不安定になり、その後、前橋に移つた。「裁判長は前

向きな話をしてくれた」と受け止めながらも「福島で暮らしていた時と比べると収入は減つた。将来が不安」と漏らした。

した。

した。